

資料 1

千代田区地域防災計画

第2章 千代田区の被害想定

※ ※ ※ 小数点以下の端数処理の四捨五入により合計は合わないことがある。
 ※ 帰宅困難者には、国内各地や海外からの訪問者を含む。
 ※ 参考資料「首都直下地震による東京の被害想定報告書」（平成18年3月 東京都防災会議地震部会）

被害想定		千代田区	東京都全域	
人的被害	死者	51人	5,248人	
	原因別	建物被害・屋内収容物	41人	1,737人
		急傾斜地崩壊	3人	183人
		火災	1人	2,742人
		ブロック塀等	4人	558人
		落下物	2人	28人
	負傷者（うち重傷者）	8,100人 (1,191人)	152,336人 (22,961人)	
	原因別	ゆれ・液状化建物被害	3,519人	73,472人
		屋内収容物	4,283人	54,501人
		急傾斜地崩壊	3人	229人
		火災	6人	15,336人
		ブロック塀等	137人	6,761人
		落下物	151人	2,037人
	物的被害	原因別	建物被害(全壊)	765棟
ゆれ液状化による建物倒壊（うち木造）（うち非木造）			739棟 (556棟) (183棟)	123,728棟 (112,984棟) (10,744棟)
急傾斜地崩壊			25棟	2,795棟
火災（倒壊建物を含まない）			1棟	310,016棟
火災（倒壊建物を含む）			20棟	354,930棟
ライフライン			電力施設	停電率 6.1%
		通信施設	不通率 0.9%	不通率 10.1%
		ガス施設	供給停止率 59.4%	供給停止率 17.9%
		上水道施設	断水率 37.4%	断水率 34.8%
		下水道施設	下水道管きよ被害率 23.3%	下水道管きよ被害率 22.3%
			東京都全域の平均復旧日数 30日	
		その他	出火件数	20件
帰宅困難者の発生			570,885人	3,918,359人
避難者の発生（ピーク：1日後）（うち避難所生活者）	17,820人 (11,583人)		3,854,893人 (2,505,680人)	
エレベーター閉じ込め台数	554台		9,161台	
災害時要援護者死者数	10人		1,732人	
自力脱出困難者	787人		22,713人	
震災廃棄物	23万t		4,065万t	

資料 1

千代田区地域防災計画

2 風水害被害想定

昭和 47 年、東京都防災会議風水害部会より報告のあった水害の種別被害想定をもとに、東京都が決定した「風水害に関する被害想定と救助目標」を基本とし、次のとおりとする。

種別	中小河川洪水（被害度 D、湛水深 0.5m 以内、湛水日数 1 日以内）	
規模	狩野川台風クラス（昭和 33 年 9 月、時間雨量 85 ミリ）	
地域	都全域	千代田区内
面積	51.14 km ²	0.58 km ²
人口	417,100 人	1,288 人
世帯	171,400 世帯	537 世帯
家屋	97,000 棟	316 棟

また、東京都区部では、予測し難い気象変化などに伴う集中豪雨により、河川は氾濫しなくとも低地や地下街が浸水する都市型水害が発生している。

この計画では、こうした都市型水害に備えるため、平成12年9月の東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量114mm）を想定し、神田川・日本橋川・隅田川が増水した場合の浸水予想図（「千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）」）と、荒川の下流域で堤防が決壊した場合を想定した浸水予想図（「千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）」）を被害想定とし、各機関が適切に対処することを目標とする。

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）→資料編 資料第36）

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）→資料編 資料第 37）

2 帰宅困難者の推計

震度 5 強の場合には鉄道等ほとんどの交通機関が停止する。このため、いずれの地震規模でも都全体で外出者（都内滞留者）約 1,144 万人のうち、約 392 万人（約 34%）の帰宅困難者が発生すると推計している。

区においては、同時刻に約 85 万人の昼間人口の中から、およそ 57 万人（都内第 1 位）の帰宅困難者の発生が想定されている。

帰宅困難者内容別内訳

	帰宅困難者合計	業務	学校	私事等	帰宅困難率
東京都全体	約 392 万人	約 127 万人	約 4 万人	約 260 万人	約 34%
千代田区内	571 千人	229 千人	1 千人	341 千人	66%

区指定帰宅困難者支援場所一覧

（平成 19 年 12 月 1 日現在）

施設名	所在	面積	避難可能人員
皇居外苑	千代田区皇居外苑 1 ほか	約 20 万 m ²	約 10 万人
北の丸公園	千代田区北の丸公園 1 ほか	約 13 万 m ²	約 6 万 5 千人
皇居東御苑	千代田区千代田 1	約 14 万 m ²	約 7 万人
日比谷公園	千代田区日比谷公園 1	約 2 万 m ²	約 1 万人
外濠公園	千代田区五番町先	約 2 万 m ²	約 1 万人
真田堀運動場	千代田区紀尾井町 5 ほか	約 2 万 m ²	約 1 万人

注) 上記面積及び避難可能人員は、敷地面積をもとに 1 人あたり 2 m²として算定

資料 1

千代田区地域防災計画

【地域防災計画とは】

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき区防災会議が作成する計画であって、区の地域における震災及び風水害等の災害に関し、防災関係機関の全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の対策を総合的かつ計画的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

1、集合住宅（マンション）に対する普及啓発

区では、集合住宅（マンション）居住者の防災対策を推進するためのパンフレットを作成し、発災後 3 日間の自立した生活が可能な応急食料等の物資の備蓄、家具の転倒防止、管理組合・自治会の自衛活動、救援・救助活動等の「自助」「協助」について呼びかけていく。

1 配布基準

(1) 災害救助法適用前

法適用前の給（貸）与基準は次のとおりとする。

品名	数量	給（貸）与の別
毛布	1枚（1人）	貸与
ござ	1枚（1世帯）	〃
タオル	1枚（1人）	給与
その他	必要数	給・貸与

2 調達及び輸送

（災害発生時の米穀の調達経路→資料編 資料第 23）

(1) 調達

食料の調達は次のとおりとする。

食料	調達方法
米穀類	1 東京都米穀小売商業組合千代田支部に対し、協定に基づき要請し調達する。 2 区独自の調達で不足するときは、都福祉局保健局長に要請する。
副食品類	区備蓄で不足する場合は、都福祉保健局長に要請する。
粉乳	区備蓄で不足する場合は、都福祉保健局長に要請する。
麺類、米飯等による給食類	1 東京都麺類協同組合（神田支部、丸の内支部、麹町支部）に対し、覚書に基づき協力要請する。 2 東京都指定食堂協同組合（神田支部、丸の内支部、麹町支部）に対し、覚書に基づき協力要請する。

(4) 食料等集積地

区の食料等集積地は、交通の利便及び避難所への輸送経路及び連絡等を勘案して次のとおりとする。

NO.	集積地名	所在地	電話番号
1	千代田区役所	九段南 1-2-1	(3264) 2111
2	麹町小学校	麹町 2-8	(3263) 7337
3	富士見小学校	富士見 1-1-6	(3263) 1006
4	お茶の水小学校	猿楽町 1-1-1	(3292) 0414
5	神田さくら館	神田司町 2-16	(3256) 6768
6	昌平童夢館	外神田 3-4-7	(3251) 0448
7	ちよだパークサイドプラザ	神田和泉町 1	(3864) 8931

2 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者名簿の作成

近年、台風・地震による被害者の多くは、お年寄りや体の不自由な方々という状況が見受けられます。この状況を受け、区ではこれらの方々（災害時要援護者）に対する救援をおこなうための仕組みづくりを進めています。

その一環として、救援を必要とする方がどこにいるのかを知るため、救援を必要とする方々の名簿（災害時要援護者名簿）を作成しています。

(2) 名簿へ登録できる方

赤枠内の全てに該当し、かつ、青枠内のいずれかに該当する方とします。

全てに該当する方

- ①千代田区民であり、区内の自宅で暮らしている方
- ②災害発生時（大地震等）に、一人で迅速に行動ができない方
- ③災害発生時（大地震等）に、ご自宅の近くで、すぐに助けてくれる人（ご家族・親戚等）がいない方

1つ以上に該当する方

- ①65歳以上であり、一人暮らしをしている方
- ②65歳以上の方だけで暮らしている方（夫婦等）
- ③要介護認定が3・4・5の方
- ④身体障害者手帳を持っており、1・2級の方
- ⑤愛の手帳を持っており、1・2度の方

(3) 申請書の提出先

各出張所・区役所2階総合窓口・4階防災課で受け付けています。また、郵送でも受け付けています。郵送する場合は、下記あてに送付してください。

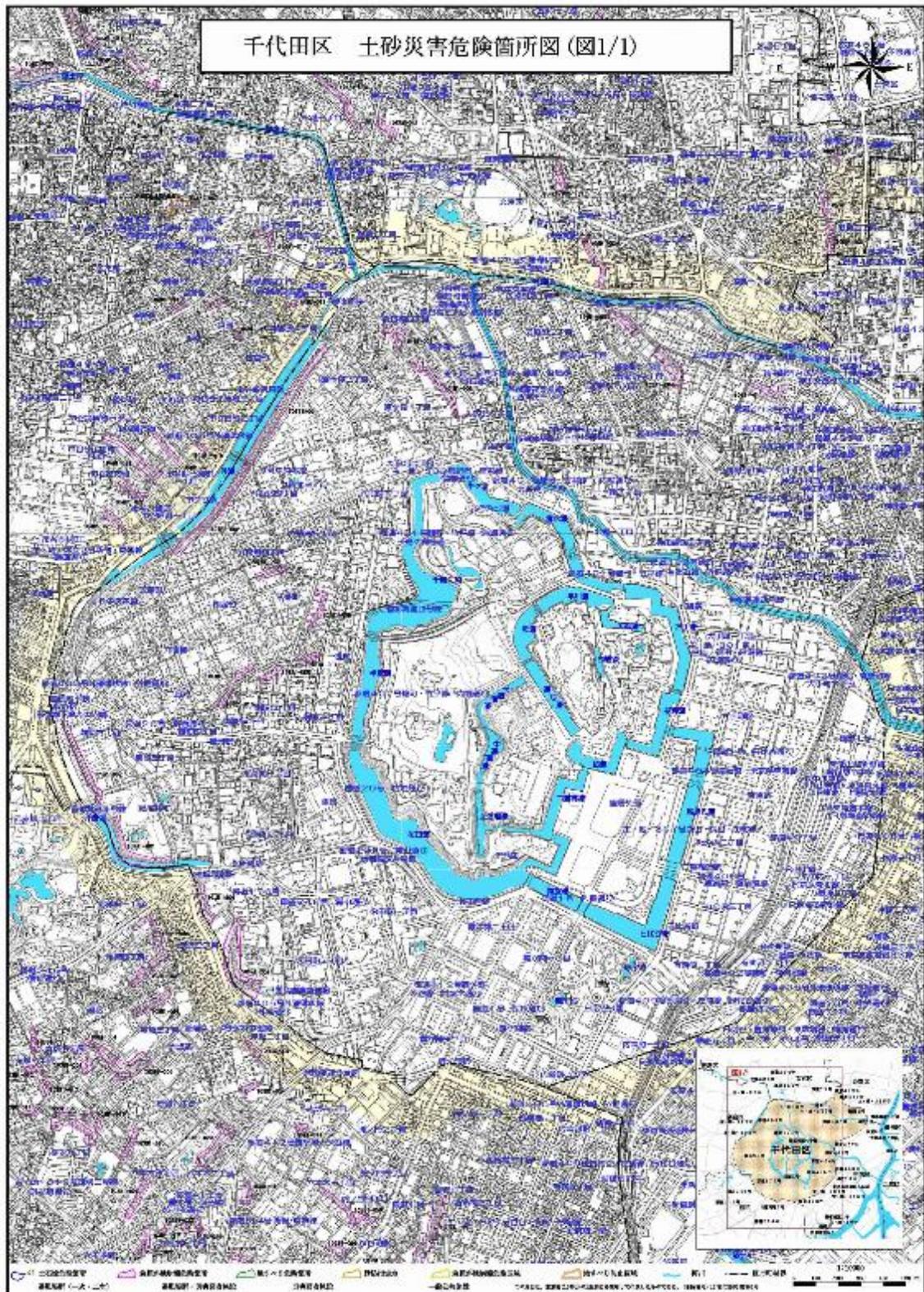
郵送先

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

千代田区役所 環境安全部 防災課 行

資料 2

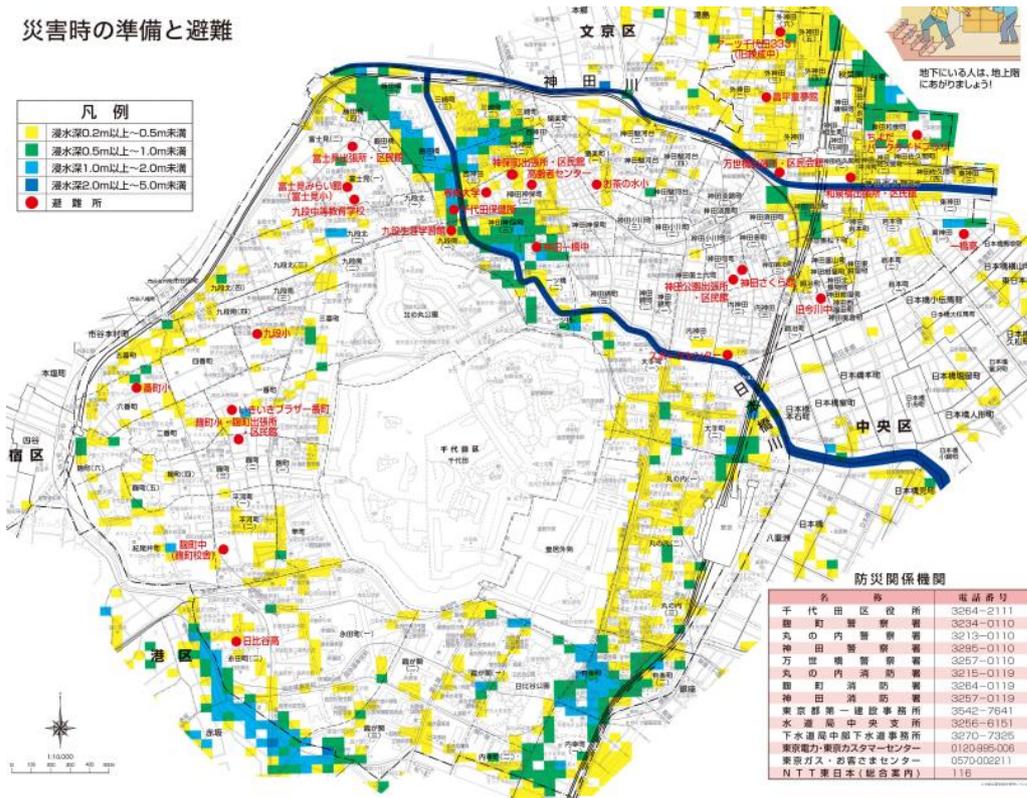
地域の事前情報（周りはどうなるの？）



資料 2

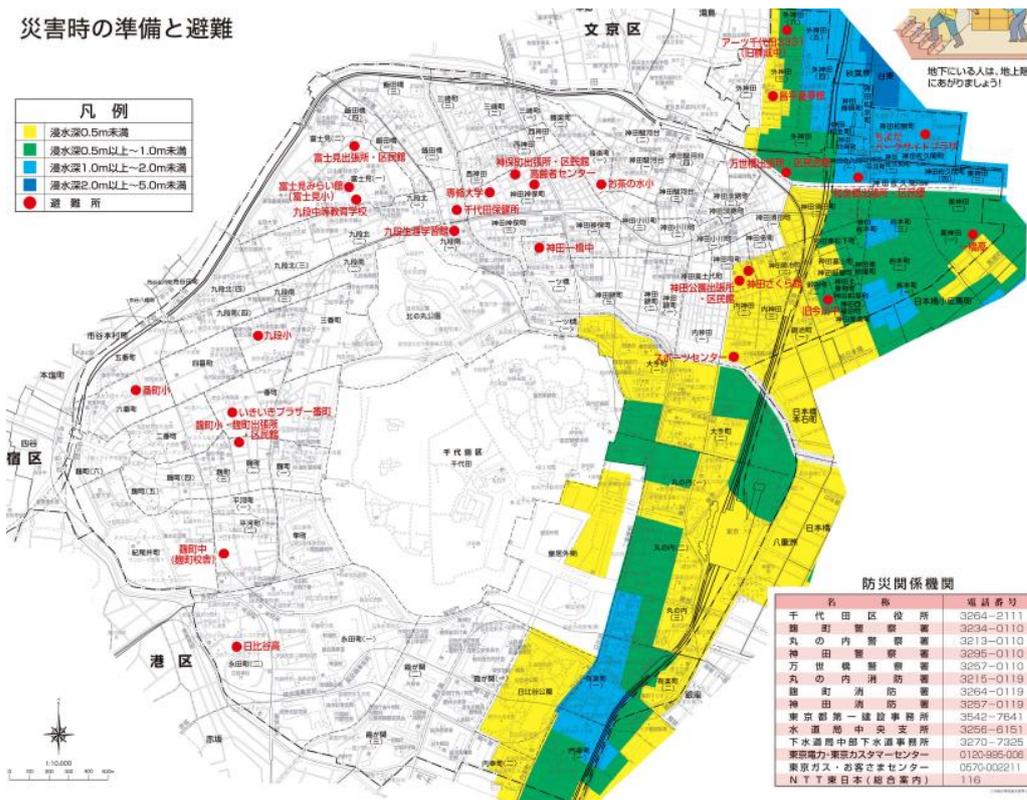
地域の事前情報 (周りはどうなるの?)

災害時の準備と避難



洪水ハザードマップ

災害時の準備と避難



荒川ハザードマップ

資料 2

地域の事前情報（周りはどうなるの？）



まちみらい千代田のHPより。避難所マップ。

【避難所施設】

- 1 麹町小学校 2 九段小学校 3 番町小学校 4 麹町中学校
5 九段中等教育学校 6 富士見小学校仮校舎 7 お茶ノ水小学校
8 神田一橋中学校 9 神田さくら館 10 昌平童夢館 11 旧練成中学校
12 ちよだパ-オドプラザ 13 旧今川中学校 14 旧永田町小学校
15 都立日比谷高校 16 都立九段高校 17 都立一橋高校
18 九段生涯学習館 旧：九段社会教育会館
19 スポーツセンター 旧：区立総合体育館
20 岩本町ほほえみプラザ

【二次避難所（要介護者用）】

- 21 いきいきプラザ-番町 22 高齢者センター神田

【帰宅困難者支援場所】

- A 北の丸公園 B 皇居東御苑 C 皇居外苑 D 日比谷公園

資料 2

地域の事前情報（周りはどうなるの？）

No.	都道府県	箇所名	地名
1	東京都	江東区-1	新木場
2	東京都	江東区-2	夢の島
3	東京都	江東区-3	辰巳
4	東京都	江東区-4	東雲, 有明
5	東京都	江東区-5, 港区-1, 品川区-1	江東区青海, 港区台場, 品川区東八潮
6	東京都	江東区-6	豊洲, 潮見
7	東京都	江東区-7	新砂
8	東京都	江東区-8	若洲
9	東京都	江戸川区-1	清新町, 臨海町
10	東京都	江戸川区-2, 葛飾区-2, 墨田区-1	江戸川区平井4, 6丁目, 葛飾区東四つ木1丁目, 墨田区東墨田2丁目, 墨田4丁目
11	東京都	中央区-1	晴海, 浜離宮庭園
12	東京都	大田区-1	東海, 城南島
13	東京・埼玉	葛飾区-1, 八潮市-1	葛飾区東金町7丁目, 水元公園, 八潮市大瀬
14	東京都	足立区-1, 葛飾区-3,	足立区柳原1, 2丁目, 梅田3, 4丁目, 関原1丁目, 本木1丁目, 千住大川町, 葛飾区
15	東京・埼玉	足立区-2, 北区-1, 川口市-1	足立区新田1, 3丁目, 鹿浜2丁目, 北区志茂4丁目, 川口市河原町
16	東京・埼玉	北区-2, 板橋区-1, 川口市-2, 戸田市-1	北区浮間2丁目, 板橋区舟渡2, 4丁目, 川口市荒川町, 戸田市堤外
17	神奈川県	川崎市川崎区-1	東扇島(首都高, 東扇島西公園)
18	神奈川県	横浜市港北区-1	小机町
19	神奈川県	横浜市中区-1	錦町
20	神奈川県	横浜市金沢区-1	福浦3丁目, 柴町
21	千葉県	浦安市-1	舞浜
22	東京都	浦安市-2	舞浜

国土交通省「東北地方太平洋沖地震による関東地方の地盤液状化現象の実態解明」調査票による。千代田区は、まったく液状化が起こっていない。

電柱の破損・折損・傾斜しやすさ（NTT より）

- ・ コンクリート柱 > 鋼管柱
- ・ 共架（通信・電気）柱 > 通信だけの単独柱
- ・ 架空重量物（トランス等）有 > 架空重量物無
- ・ 引留柱（端の電柱） > 曲柱（曲がり角の電柱） > 中間柱

壊れやすい電柱が無いのか、避難所までの道のりで調べておきましょう。

資料 3

マニュアル作成に必要な情報

① 災害が起こる前

防災訓練をしますが、訓練の内容は、実地にあったものでないと意味が無いので、訓練は最後に検討します。

千代田区では、備蓄品の助成金支給や、マンションへのエレベータ内キャビネット・AEDの支給があります。

【マンション向け備蓄物資等の購入費用助成】

区では、マンション管理組合に対し、備蓄物資の整備を促進するとともに、地域の防災力の向上を図るため、マンションが水や食糧など災害用の物資等を購入する場合に、その購入費の一部を助成します。

○対象となるマンション

- (1) 管理規約等が整備された管理組合であること
- (2) 町会に加入し、町会の推薦があること
- (3) 建築基準法その他関係法令に適合していること
- (4) 半数以上が住宅として使用していること

○備蓄物資の例

- (1) 非常用食糧・飲料水等
長期保存（半数以上）が可能なもの
- (2) 非常用の資器材等

医薬品、携帯トイレ、携帯コンロ、携帯ラジオ、新型インフルエンザ防護用マスク・消毒液、懐中電灯、投光器、寝具類、発電機、テント、階段避難器具など

○補助額等

- 対象経費の2分の1（限度額は10万円）
※1管理組合につき、1回限りとします

【マンションへの非常用備蓄キャビネット・AEDの配付】

区では、地域防災力の向上を図るため、マンション・エレベータ内に防災用品の配付及びAEDを配備します。

●マンション・エレベータ閉じ込め対策

23区内で最大震度5強の揺れを観測した2005年7月の千葉県北西部地震では、エレベータに人が閉じ込められる事故が78件発生しました。この地震では多くの閉じ込め事故が集中的に発生したため人手が足りず、救出には多くの時間を要する被害となりました。区では、震災発生時等エレベータに閉じ込められた場合にパニックを起こさず、安心して救助を待つため、水、簡易トイレなどを備えたキャビネットを配付します。

●マンション向け・AEDの配備

区では、心臓突然死から一人でも多くの方を救うためAED（自動体外式除

資料 3

マニュアル作成に必要な情報

細動器)を区内小中学校、区立施設の48カ所に設置しています。さらに、地域防災力の向上を図るため、誰もが目につき、いざというときに誰もが使用できる身近なマンションに対しAEDを配備します。

② 災害が発生した直後

1、安否確認

【人の安否確認】

第1位:「あなた」は大丈夫か? …マンションの防災マニュアルでは、一人一人の身の安全は、自身で守ることとしましょう。

第2位:「家族・大切な人」は大丈夫か? …これも身内内で安否確認を検討しておきます。

第3位:「マンション内の人」は大丈夫か? …マニュアルでは、ここから開始となります。

安否確認の方法

- ・各階の代表者を決めて、それぞれが各階の安否を確認する。
- ・一旦、どこかエレベータホール等安全な場所に集合する。【集合場所の決定】
- ・マンションで数人集まったら、隊を結成して分担して全住戸回る。
- ・ドアに、「うちは大丈夫です」という札をぶら下げる。ぶら下がっていない住戸を集中的に安否確認する。
- ・区分所有者以外の居住者についても、安否確認を行うかどうか、判断する。(やるなら把握・又は助かり隊のみ安否確認。)
- ・エレベータ内に閉じ込められた人がいないかを確認する。

【マンションの安否確認】

第1位:室内の火災・漏水はないか? …家庭用消火器を用意して、箱から出しておきましょう。漏水は、洗濯機の蛇口外れ、観賞用魚類の水槽、排水管のズレ等からよく漏水しますので、チェックします。

第2位:マンション内の火災・漏水はないか? …マンションの共用部分の消火器の位置を確認しておきましょう。火元を消し、ガスの元栓を閉めて、電気のブレーカーも落とし、洗濯機を初め全ての水栓を閉めるか、水道の元栓を閉めよう!

第3位:マンション内に危険箇所はないか、避難はできるか? …鉄骨階段等では、本当に使っても大丈夫か、建物との隙間が無いか、EXPジョイントが外れて隙間が無いか、落下しそうな外壁、天井が無いか、自分が安全にマンション外まで避難できるかどうかのチェックをします。

資料 3

マニュアル作成に必要な情報

2、初動

災害が起こると、集合したり、何となく集まって話をすると思います。ここから、それぞれがどのように動くかを明確にしていきます。

- ・他住戸（EV内）の安否確認＋救助・救護者
 - ・マンション全体の設備・建物の被害状況の把握（運転確認・安全確認）
 - ・災害用備蓄品、医薬品治療薬などの準備
 - ・情報渉外（町会・行政・自治会・病院・管理会社等）
- ※これを各階で実施するのか、複数階で実施するのかは、各マンションで決めます。ここまでは、誰がやる、は決めません！

これだけでとりあえず何もせずに済むような災害の大きさなのか、それとも基地を作って組織しなければならないほどの災害の大きさなのかは、その場にいる人の反応で、作ればよいでしょう。誰かの音頭で作るとするのは、非常に難しいです。

3、初動 その2

何となく、情報が集まってくると、どこに本部を置こうか、という話になってきます。まずは、皆が集まれる場所を確保して、足りない人手を適切に配置できるようにするための基地を設置します（まだ、単なる人が集まる場所、レベルです。）

役割分担（班分け）

- ・全体を把握する
- ・設備情報、避難路情報、損害情報
- ・安否情報、けが人情報、救護情報
- ・備蓄品管理
- ・セキュリティ関係（自警団）
- ・渉外（町会・行政・管理会社・病院等の連携）
- ・その他（ペット対応・自由スタッフ）

4、役割分担で必要な物資を準備する

全体を把握する

居住者名簿・災害弱者名簿（保管してある場合には鍵）、ペン、紙、トランシーバー（電池）、図面、文房具、ラジオ、ワンセグ、電話、携帯電話充電器等、テーブル（臨時の救護ベッドになるよう数もいる）、椅子、シーツ、

設備情報、避難路情報、損害情報

図面、ヘルメット、工具類、軍手、共用部分の鍵（マンホールトイレにする際のキーレバー等）、ホウキ（ガラスが散乱している場所等）、ペン、紙、文房具、

資料 3

マニュアル作成に必要な情報

トラテープ、トラロープ、拡声器、各種点検業者リスト
安否情報、けが人情報、救護情報
名簿、治療薬、軍手、トランシーバー（電池）、共用部分の鍵（場合によっては）、 ボール・ハンマー等、担架、毛布・ブルーシート、ヘルメット、ペン、紙、文 房具
備蓄品管理
台車、倉庫の鍵、軍手、ポリタンク、備蓄品を準備するために必要な工具類等
セキュリティ関係（自警団）
腕章／ベスト、ヘルメット、軍手、凶面、ペン、紙、テープ等文房具
渉外
トランシーバー（電池）、ラジオ、自転車、台車、町会・自治会・行政地図、ペ ン、紙等

防災備蓄品は、様々なお店で買うことができます。特に、防災専門用具は、「東京都葛飾福祉工場」で購入することができます。インターネットでカタログの閲覧もできます。

鍵の管理についても、管理組合で1年に1回、鍵リストと現物を付け合わせるようにしましょう。いざというとき、鍵が無いと大変なことになります。

5、その後は、1日～2日で、どうにか籠城し、帰宅できる人は帰宅し始め、組織もだんだんと人がそろって形となってくるので、それぞれマンションごとに、本来の計画していた組織に戻します。

ここで、今後も籠城するのか、避難所に避難するのかの方針を決めていた場合には、その方針に沿って行動します。そして、必要あるごとに、人員を配置する（物資を取りに行く、給水車への対応等）。

現場ごとで、小さなことは本部（全体を把握する班）にお伺いは立てないようにしましょう。その場で判断できることは判断し、人命に関わる重大事案のみ（たとえば、けが人がいるが本部のベッドは開いているか、運んでよいものか、等）、伺うこととし、あとは報告に徹するべきです。そのために、班自身が正しい決定をできるために作成するのが、マニュアルです。

本部がパニックにならないよう、配慮するのも必要です。（本部の人の出入りを制限する等）

避難所は、大きく二つに分かれます。

（第一次）避難所	第二次避難所
避難所とは、倒壊・火災やライフラインの停止により自宅での生活が困難になった被災者の一時的な生活を確保す	高齢者や障害者など、災害時要援護者や特別な介助が必要な人については、「いきいきプラザ一番町」・「高齢者セ

資料 3

マニュアル作成に必要な情報

<p>るための施設であり、区立小・中学校等を避難所として指定しています。千代田区では、町会の意見を取り入れて、町会ごとに避難する避難所を指定しています。</p>	<p>ンター」を第二次避難所としています。一旦、地域の避難所で避難生活を始め、移動が可能になりしだい、順次二次避難所に移ります。</p>
--	--

介護や介助が必要な避難者は、第二次避難所まで、どうやっていけるかを周りの人たちと話し合っておく必要があります。

6、3 日後以降は、必要が無ければ災害協力隊を解散する等適切な行動をします。ただし、マンションに、水・電気・排水が復旧していない場合には、まだ残しておいた方がよいでしょう。

本部の方が、普段の生活の半分程度が回復したな、と思ったところで解散して、あとは個人の動きに任せるのも大切です。しかし、地震の場合には、余震がたびたびあるため、全体を把握する班・設備、避難路等の損害情報を把握する班だけは、最後まで残しておいた方がよいでしょう。

以上